

企業会計基準委員会 御中

貴委員会にて検討された標記の会計基準について下記の通り3点質問があります。
会計基準及び適用指針の御検討に役立てて頂ければ幸いです。

1. 資本剰余金中の自己株式処分差損の表示の仕方です。

会計処理では、自己株式処分差益 資本金及び資本準備金減少差異 の
順で減額を行ってゆきますが、この自己株式処分差損として資本剰余金より
減額する金額は財務諸表中に自己株式処分差損として記載するのでしょうか？
それとも上記 については減額（相殺）後の金額を記載するのでしょうか？

2. 資本剰余金中の自己株式の消却時の表示の仕方です。

上記1.と同様に 自己株式処分差益 資本金及び資本準備金減少差異
での消却を行いますが、財務諸表中にはどのように記載するのでしょうか？
（直接消却した後の金額を記載するのでしょうか？）

3. 適用時期についてです。

標記の会計基準は今年の4月1日以降適用するとなっておりますが、4月1日
以降のすぐ後の決算月（今年の4月決算）から対応する。4月1日以降に
迎える直燭侶苾伺・憂警菁・裡碍邨苾察砲・蘭式・垢襦・，里匹舛猶梁、・・・

w) になるのでしょうか？

（今回の会計基準は資本の部及び利益処分における大改正といえるものなので
相応の周知期間が必要と考えます。個人的には を選択すべきではないかと
思います。）

株式会社帝国データバンク
データ管理部調査品質課
古谷忠之